

# 申請前に確認してください

- 1 申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに事業所として登録がありますか。  
更新申請の対象は、申請日現在、埼玉県電子入札共同システムに「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかの業務で登録がある事業所です。  
有効なユーザIDがない場合は、新規申請の対象です。  
有効なユーザIDを持っているか、又、パスワードは正しいか、事前に、システムにログインすることが可能かどうか、確認してください。
  
- 2 申請を希望する自治体・業務は共同受付の対象ですか。  
申請をすることができる自治体は、埼玉県電子入札共同システムに参加している68自治体です。  
申請できる業務は、自治体ごとに異なります。確認してください。
  
- 3 税金の滞納（分納）はありませんか。  
申請する自治体により対象税目が異なります。当該税金に係る「完納の証明」の提出が必要です。  
法人の場合  
ア 全申請先共通 納税証明書（その3の3） 法人設立直後でも発行可能  
税務署が発行する、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明  
イ 埼玉県以外の自治体に申請する場合  
申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。  
**新型コロナウイルス感染症等の影響への対応については、申請の手引77ページを確認してください。**  
個人の場合  
ア 全申請先共通 納税証明書（その3の2） 開業直後でも発行可能  
税務署が発行する、「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明  
イ 埼玉県に申請する場合  
埼玉県内の市町村が発行する、個人住民税の滞納額（未納額）がないことの証明  
ウ 埼玉県以外の自治体に申請する場合  
申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。  
**新型コロナウイルス感染症等の影響への対応については、申請の手引77ページを確認してください。**

#### 4 申請する業務に必要な資格、許可を持っていますか。

申請に必要な要件を満たしていない場合は、当該業務に係る申請を受け付けません。

建設工事を申請する場合

ア 申請する事業所で、建設業許可を受けていない業種を申請することはできません。

イ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

ウ 「電気工事業」、「管工事業」、「電気通信工事業」及び「消防施設工事業」を申請する場合、受注希望工事によって資格等が必要です。その資格がない者は、当該受注希望工事を申請することができません。

設計・調査・測量を申請する場合

ア 申請する事業所で登録がない場合、次の業務を申請することができません。

(ア) 測量業（測量業者登録）

(イ) 建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠（建築士事務所登録）

イ 「その他」業務は、申請する業務内容によって必要な登録があります。その登録がない場合は、当該業務について申請することができません。

【例】「その他」業務のうち登記業務を申請する場合、申請者の商号・名称等に要件があります。

#### 5 申請書類は全てそろっていますか。期限切れとなっている書類はありませんか。

提出書類（共通書類、自治体書類）は全てそろっていますか。別冊 1、2 で確認してください。

申請日時点で、有効な必要書類が全てそろっていない場合は、申請を受け付けません。

申請に必要な要件は、申請先の自治体により異なります。（別冊 2 参照）

申請に必要な要件を満たしていない場合、書類に不備があった場合等は、申請取下げとなる場合があります。

申請書を提出する前に、手引をよく確認してください。